

一般社団法人日本接着歯学会
役員・幹事に対する費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本接着歯学会定款に基づき、本会の業務のために必要な費用弁償基準を定める。

(支給対象)

第2条 支給対象は役員・幹事に加え、各種委員会委員及び理事長が特に必要と認めた会員とする。

(交通費)

第3条 交通費は、原則として主たる勤務機関所在地の鉄道最寄駅から業務を行う場所の鉄道最寄駅の経路で最も経済的な通常の経路より算出する。なお、航空運賃の額は実費とするが、原則として「普通席（最下級の席）」を利用することとし、また可能な限り「割引航空券」を利用することとする。

2. 募集型企画旅行（パッケージプラン）の利用も可能とする。
3. 前項の規定にかかわらず、算出額が1,000円以下の場合は、一律1,000円とする。

(宿泊費)

第4条 宿泊費は、1泊につき12,000円を上限とし、実費精算とする。なお、宿泊の領収書に朝食代を含んでいる場合に限り、宿泊費として支給することができる。

(その他)

第5条 本規程で処理できない事項に関しては、その都度、理事長、副理事長、及び理事（総務並びに財務担当）の協議により決定するものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会での協議のうえ、社員総会の決議を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月11日から施行する。